

第 8 回板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会	資料 1 - 1
令和 5 年 10 月 6 日	

板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2026 の素案について（案）

1 計画策定の趣旨

「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2023」の計画期間が令和 5（2023）年度末で満了することに伴い、厚生労働大臣が定める基本指針等に基づき、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までを計画期間とする「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2026」を新たに策定する。

2 板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2026 の素案について

令和 5（2023）年 8 月の健康福祉委員会に報告した計画の骨子案をもとに、庁内での協議に加え、外部検討組織である「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会」での意見聴取のほか、「介護基盤検討部会」と「地域包括ケアシステム検討部会」を設けて分野ごとに専門的な検討を行い、本計画の素案を作成した。

素案では、骨子案で示した第 4 章「施策の展開」及び第 5 章「介護保険サービスの見込みと保険料の算定」の記載内容を充実させている。

3 板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2026 の構成について

（1）基本理念について【本編 41 ページ】

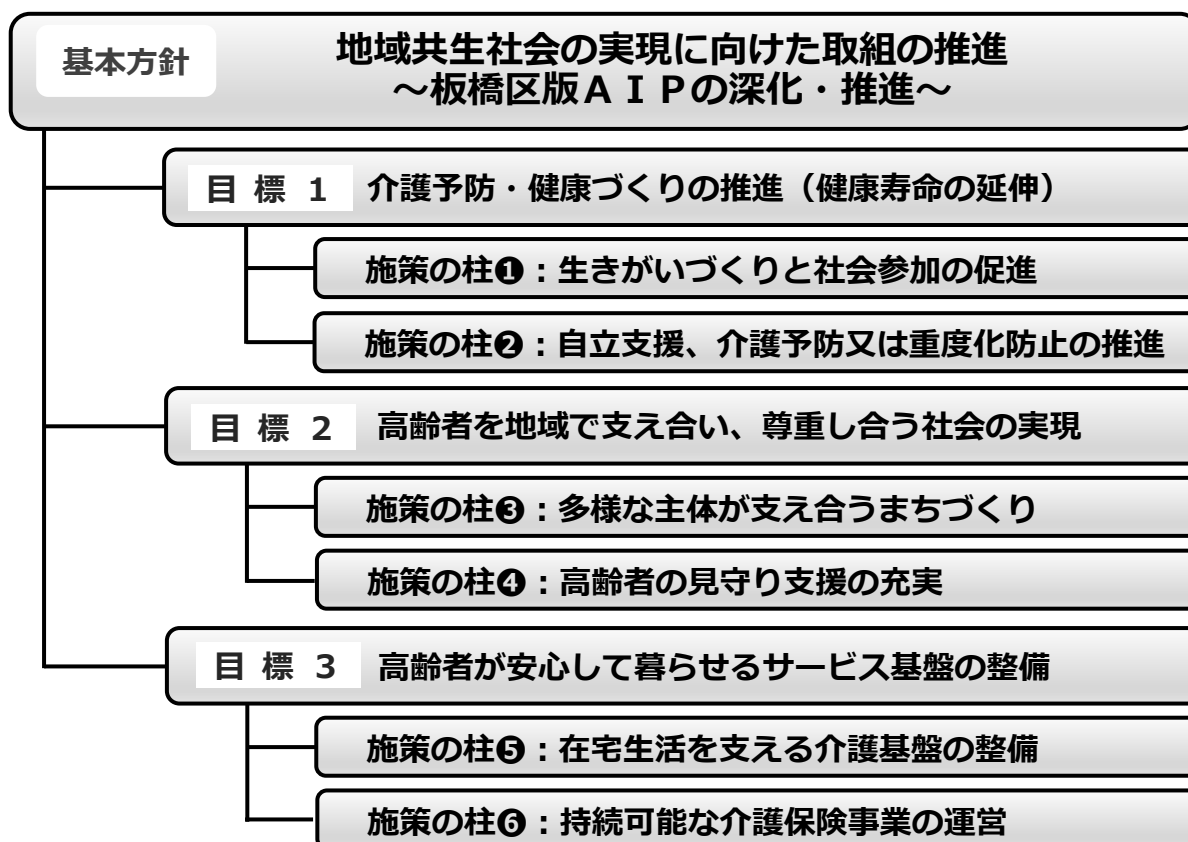
前計画では、区政の長期的指針を示す「板橋区基本構想」において、基本政策として掲げられる「安心の福祉・介護」と「豊かな健康長寿社会」を一体的かつ総合的に実現していくため、「高齢者の福祉・介護の充実と豊かな健康長寿社会の実現」を基本理念とした。

本計画でも、この基本理念の実現をめざし、区民が尊厳を保ち、その能力に応じた、自分らしく自立した生活が営めるよう、区の地域実情に応じた包括的な支援体制の充実に努めていく。

基本理念 **高齢者の福祉・介護の充実と豊かな健康長寿社会の実現**

(2) 基本方針と目標について【本編 41～43 ページ】

基本理念の実現をめざして、基本方針及び3つの目標を設定し、各目標に沿って6つの施策の柱を設ける。



(3) 重点事業について【本編 44・45 ページ、56～96 ページ】

本計画の策定にあたっては、前計画である「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画2023」における取組を評価、検証するとともに、地域包括ケアシステムを中核としつつ、シニア活動支援等も独自に加えた「板橋区版A I P」を令和7（2025）年を目途に更に深化・推進していき、団塊ジュニア世代が高齢者となり生産年齢人口が減少し、介護の担い手不足が見込まれる令和22（2040）年等の中長期を見据え、介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）、地域包括ケアシステムの深化・推進、認知症施策の総合的な推進等の観点から、各施策の柱ごとに重点事業を設定する。

また、第8期計画期間を振り返ると、新型コロナウイルス感染症の影響によるフレイルの進行や繋がり希薄化等が新たな課題として発見され、今後は人口構造の変化等から、元気高齢者が地域の支えとして活動するための仕組みづくりが求められている。

第9期計画期間においては、国の制度改正等の動向を踏まえつつ、これらの課題解決に向けて、地域で活躍する民生委員・児童委員、医療機関等の区の地域資源を活用して、持続可能な地域共生社会の実現をめざす。

施策の柱	主な重点事業
柱1：生きがいづくりと社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●シニア世代の社会参加・活動支援 ●高齢者の就業支援
柱2：自立支援、介護予防又は重度化防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●住民主体のサービス ●地域リハビリテーション活動支援事業
柱3：多様な主体が支え合うまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●生活支援体制整備事業 ●地域包括支援センター（おとしより相談センター）の機能強化 ●成年後見制度利用促進
柱4：高齢者の見守り支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症サポーター活動支援 ●緊急通報システム事業
柱5：在宅生活を支える介護基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●療養相談室 ●多職種による会議・研修 ●医療・介護連携情報共有システム
柱6：持続可能な介護保険事業の運営	<ul style="list-style-type: none"> ●介護人材の確保・育成・定着支援と介護現場の負担軽減

（４）介護保険事業について【本編 100～123 ページ】

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定に基づき、要介護・要支援者や要介護・要支援者となるリスクのある高齢者が介護保険等のサービスを利用できるよう、対象サービスの種類やサービスの見込み量を定め、保険給付及び地域支援事業の円滑な実施を確保するために定める。

高齢者の生活の支えとして不可欠である介護保険制度の運営の中で、要介護状態等の軽減、悪化の防止といった制度の理念を堅持し、国の基本指針や以下の事項に留意して必要なサービスを適切に見込んでいく。

<留意すべき事項>

- 要介護（要支援）認定者数の増加
- 介護サービス事業所及び介護保険施設の整備によるサービス量の増加
- 介護報酬の見直し 等

4 今後の策定スケジュール

日 程	会 議 名	備 考
10月25日(水)	高齢者保健福祉・介護保険制度推進本部(庁議)	素案決定
11月8日(水)	健康福祉委員会	素案報告
11月18日(土)	パブリックコメントの実施(～12月4日)	
12月下旬	高齢者保健福祉・介護保険制度推進本部幹事会	
1月9日(火)	高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会	
1月23日(火)	高齢者保健福祉・介護保険制度推進本部(庁議)	原案決定
2月15日(木)	健康福祉委員会	原案報告

5 添付資料

別紙 板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画2026(素案)【本編】